

東日本大震災における警察活動に係る検証と今後の災害対策について

1 東日本大震災における警察活動に係る検証

(1) 目的

これまでの警察における取組を検証し、今後の各種施策に反映。

(2) 概要

ア 体制の確立

災害警備本部の移転を含めたバックアップ機能の検討等平素からの備えが必要。

広域緊急援助隊の自活能力の向上、部隊派遣の在り方についての検討が必要。

イ 被災者の避難誘導及び救出救助等

住民や警察官に被害を出さないよう、津波到達時間に十分に配慮した避難誘導方法等の検討が必要。

実践的訓練の実施、装備資機材の整備・充実等救出救助に係る対処能力の一層の向上が必要。

ウ 身元確認

大規模災害発生時における検視、身元確認に万全を期すため、装備資機材の整備・充実、技術の活用等これら業務の高度化が必要。

エ 交通対策

首都直下地震等の災害種別ごとに、広域的な交通規制計画を策定することが必要。

緊急通行車両確認標章の事前届出制度の改善が必要。

オ 被災地における安全・安心の確保

震災に便乗した悪質な犯罪が発生しないよう、パトロールや取締りの強化等、各種犯罪等への対策を進めていくことが必要。

カ 警察の情報通信の確保

大規模災害等発生時においても、警察の情報通信が途絶しないよう、警察通信施設の耐災害性の強化等の対策が必要。

キ 原子力災害への対応

原子力災害に備え、実践的訓練や放射線の特性等についての教養、装備資機材の整備等の一層の推進が必要。

2 警察庁災害対策検討委員会の設置

(1) 設置の趣旨

東日本大震災における反省・教訓事項や政府レベルで策定される各種方針を踏まえ、警察庁及び都道府県警察における災害対策の見直しを幅広く検討するため「災害対策検討委員会」を設置し、今後の災害への備えに万全を期すもの。

(2) 検討事項

反省・教訓を踏まえた取組に関する情報共有・検討、首都直下地震や東海・東南海・南海地震を見据えた新たな取組の検討等。

(3) 構成

委員会：次長、官房長、各局部長、総括審議官

委員会の下に幹事会、連絡室を置く。